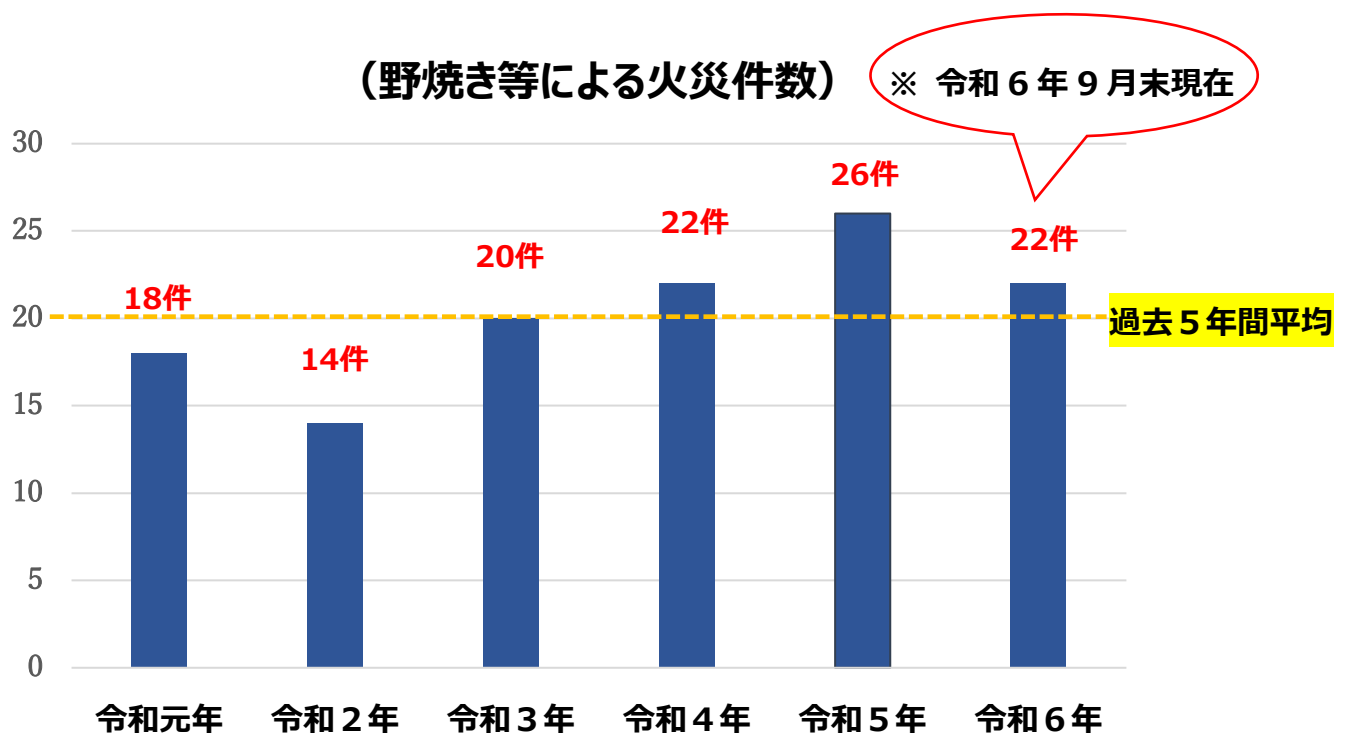


野焼き等が原因による火災にご注意を！

令和6年中の野焼き（焼却行為）が原因となった火災は、22件発生しています。（9月末現在）

過去5年間の平均件数20件／年と比較しても、すでに上回っている状況です。

屋外での火の取り扱いには十分注意してください。



健康や生活環境への支障を防ぐため、野焼き（焼却行為）は一部の例外を除き、原則禁止されています。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

野焼き等、火災と紛らわしい煙を発する行為をする場合は、京都中部広域消防組合火災予防条例により、事前に消防署への届出が必要になります。

※ ただし、消防署は野焼き（焼却行為）を許可しているわけではありません。